

特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分(次のいずれかに 印等を記載すること。)

収集運搬(下欄のどちらかに 印)	中間処理(中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)	最終処分
積替え・保管を(含む・含まない)		

2 特別管理産業廃棄物の種類(許可申請を行う特別管理産業廃棄物についてのみ 印を付けること。)

特別管理産業廃棄物の種類	新規 現行	変更 追加	特別管理産業廃棄物の種類	新規 現行	変更 追加	
廃油(揮発油類, 灯油類, 軽油類)			特定有害産業廃棄物等			
廃酸(pH2.0以下のもの)				廃PCB等		
廃アルカリ(pH12.5以上のもの)				PCB汚染物		
感染性産業廃棄物				PCB処理物		
				廃水銀等		
			廃石綿等			

その他の特定有害産業廃棄物等

	燃え殻		汚泥		廃油(廃溶剤)		廃酸		廃アルカリ		鉱さい		ばいじん	
	新規 現行	変更 追加	新規 現行	変更 追加	新規 現行	変更 追加	新規 現行	変更 追加	新規 現行	変更 追加	新規 現行	変更 追加	新規 現行	変更 追加
アルキル水銀化合物	/	/			/	/								
水銀又はその化合物	/	/			/	/								
カドミウム又はその化合物					/	/								
鉛又はその化合物					/	/								
有機燐化合物	/	/			/	/					/	/	/	/
六価クロム化合物					/	/								
砒素又はその化合物					/	/								
シアン化合物	/	/			/	/					/	/	/	/
PCB	/	/			/	/					/	/	/	/
トリクロロエチレン	/	/			/	/					/	/	/	/
テトラクロロエチレン	/	/			/	/					/	/	/	/
ジクロロメタン	/	/			/	/					/	/	/	/
四塩化炭素	/	/			/	/					/	/	/	/
1,2-ジクロロエタン	/	/			/	/					/	/	/	/
1,1-ジクロロエチレン	/	/			/	/					/	/	/	/
シス-1,2ジクロロエチレン	/	/			/	/					/	/	/	/
1,1,1-トリクロロエタン	/	/			/	/					/	/	/	/
1,1,2-トリクロロエタン	/	/			/	/					/	/	/	/
1,3-ジクロロプロペン	/	/			/	/					/	/	/	/
チウラム	/	/			/	/					/	/	/	/
シマジン	/	/			/	/					/	/	/	/
チオベンカルブ	/	/			/	/					/	/	/	/
ベンゼン	/	/			/	/					/	/	/	/
セレン又はその化合物					/	/								
1,4-ジオキサン	/	/			/	/					/	/	/	/
ダイオキシン類	/	/			/	/					/	/	/	/

- 注1 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄へ 印を付ける。
- 2 変更許可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、追加申請するものについて「変更追加」欄に、それぞれ 印を付ける。
- 3 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、それぞれ別の用紙で作成する。